

## 独立行政法人自動車事故対策機構職員退職手当支給規程

平成15年10月1日  
機構規程第7号

改正 平成16年 3月24日 平成16年機構規程 第4号  
改正 平成18年 3月27日 平成18年機構規程(総務)第4号  
改正 平成21年 3月27日 平成21年機構規程(総務)第7号  
改正 平成22年 3月31日 平成22年機構規程(総務)第5号  
改正 平成25年 6月24日 平成25年機構規程(総務)第4号  
改正 平成27年 3月18日 平成27年機構規程(総務)第19号

(総則)

第1条 独立行政法人自動車事故対策機構(以下「機構」という。)の職員(独立行政法人自動車事故対策機構就業規則(平成15年機構規程第4号。以下「規則」という。)第2条に規定する職員をいう。以下同じ。)に対する退職手当の支給については、この規程に定めるところによる。

(退職手当の種類)

第2条 退職手当は、退職金及び弔慰金とし、次の各号の区分による。

- (1) 職員が退職し、又は解雇された場合は、退職金
- (2) 職員が死亡した場合は、退職金及び弔慰金

(退職手当の支給)

第3条 退職手当は、職員が退職し、解雇され、又は死亡した場合に、その者(死亡した場合には、その遺族)に支給する。

2 退職手当は、法令又は規程に基づき控除すべき金額がある場合には、職員に支払うべき退職手当の金額からその金額を控除して支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第4条 この規程において「遺族」とは、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 配偶者(届出をしないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者以外の者で、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者

2 この規程の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

3 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって

当該退職手当を等分して当該遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、この規程の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

(1) 職員を故意に死亡させた者

(2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの規程の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(退職金の額)

第5条 退職金の額は、次条から第10条までの規定により計算した退職金の基本額に、第11条の規定により計算した退職金の調整額を加えて得た額とする。

(退職金の基本額)

第6条 退職金の基本額は、職員が退職し、解雇され、又は死亡した日におけるその者の俸給月額に、次の各号の勤続期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額とする。ただし、当該合計額が当該俸給月額の100分の5、500を超えるときは、当該俸給月額の100分の5、500とする。

(1) 勤続5年までの期間については、勤続1年につき100分の100

(2) 勤続5年を超え10年までの期間については、勤続1年につき100分の140

(3) 勤続10年を超え20年までの期間については、勤続1年につき100分の180

(4) 勤続20年を超え30年までの期間については、勤続1年につき100分の200

(5) 勤続30年を超える期間については、勤続1年につき100分の100

(退職金の基本額の増額)

第7条 次の各号の一に該当する者には、前条の規定により計算して得た額に、その者の勤続期間に応じ、退職し、解雇され、又は死亡した日におけるその者の俸給月額に、100分の500以内の割合を乗じて得た額を加算することができる。

(1) 傷病によりその職務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪えられないため退職し、又は解雇されたもの

(2) 定員の減少又は組織の改廃により過員若しくは廃職を生じたため退職し、又は解雇されたもの

(3) 在職中死亡したもの

(4) 勤続10年以上であって定年に達したことにより退職したもの

(5) 勤続15年以上であって退職した場合において、職務上特に功労があったと理事長が認めたもの

(6) 前各号に準ずる事由により退職し、又は解雇された者で、特に増額の必要があると理事長が認めたもの

(退職金の基本額の減額)

第8条 次の各号の一に該当する者には、第6条の規定により計算して得た額から、当該金額に100分の50以内の割合を乗じて得た額を減額することができる。

(1) 自己の都合（傷病、婚姻又は出産による場合を除く。）により退職したもの

(2) 職員としての資格を著しく欠くことにより解雇されたもの

(3) 免職の懲戒による解雇処分又は職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる退職処分（以下「懲戒解雇等処分」という。）により退職したもの

(勤続期間の計算)

第9条 退職金の基本額の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員として引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、その者が職員に採用された日の属する月から退職し、解雇され、又は死亡した日の属する月までの月数による。
- 3 在職期間のうちに休職（職員を別に定める法人等の業務に従事させるための休職を除く。）、停職又は育児休業により現実に職務につくことを要しない期間のある月（現実に職務につくことを要する日のあった月を除く。）が1以上あった場合は、その月数の2分の1に相当する月数（育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）については、その月数の3分の1に相当する月数。1月未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）を前2項の規定により計算して得た在職期間から除算する。
- 4 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（「心身の故障のため職務の遂行に支障があり又はこれに堪えられない場合」又は「定員の減少又は組織の改廃により過員又は廃職を生じた場合」による退職に該当するときにあつては、在職期間が1年未満）の場合には、これを1年とする。

（国家公務員等から復帰した職員等に対する退職手当に係る特例）

第10条 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人、地方公共団体（退職手当に関する条例において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて当該地方公共団体に使用される者となった場合に、職員としての勤続期間を当該地方公共団体に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている地方公共団体に限る。）又は国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「法」という。）第7条の2第1項に規定する公庫等（以下「国等の機関」という。）に使用される者（以下「国家公務員等」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員等として在職（その者が更に引き続き国家公務員等以外の他の国等の機関に係る国家公務員等として在職した場合を含む。）した後引き続いて再び職員となった者の在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間と見做す。

- 2 国家公務員等が国等の機関の要請に応じ、引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の職員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。
- 3 職員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合、又は前項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員等となった場合においては、この規程による退職手当は支給しない。
- 4 職員を国等の機関の業務に従事させるための休職の期間は、前条第3項の規定にかかわらず職員の引き続いた在職期間に算入するものとする。
- 5 国等の機関に使用される者がその身分を保有したまま引き続いて職員となった場合におけるその者の在職期間の計算については、職員としての在職期間はなかったものと見

做す。

(退職金の調整額)

第11条 退職した者に対する退職金の調整額は、その者の基礎在職期間（職員として引き続き在職期間並びに前条第1項及び第2項に該当するものをいう。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（休職（職員を別に定める法人等の業務に従事させるための休職を除く。）、停職又は育児休業により現実に職務につくことを要しない期間のある月（現実に職務につくことを要する日のあった月を除く。）を除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の調整月額表の中欄に掲げる職務の級に応じて定める右欄の額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

調整月額表

| 職員の区分 | 職務の級  | 調整月額    |
|-------|-------|---------|
| 第1号   | 9級    | 59,550円 |
| 第2号   | 8級    | 54,150円 |
| 第3号   | 7級    | 43,350円 |
| 第4号   | 5級、6級 | 32,500円 |
| 第5号   | 4級    | 27,100円 |
| 第6号   | 3級    | 21,700円 |
| 第7号   | その他の級 | 零       |

- 2 退職した者の基礎在職期間に前条第1項及び第2項に規定する期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、別に定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。
- 3 次の各号に掲げる者に対する退職金の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
  - (1) 退職した者のうち自己都合退職者（傷病、婚姻又は出産による場合を除く。以下この項において同じ。）以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
  - (2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零
  - (3) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
  - (4) 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零
- 4 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職金の調整額の計算に関し必要な事項は、別に定める。

(弔慰金の額)

第12条 弔慰金の額は、職員が死亡した日におけるその者の俸給月額に100分の400の割合を乗じて得た額とする。

(端数の処理)

第13条 この規程の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げる。

(懲戒解雇等処分を受けた場合の退職手当の支給制限)

第14条 理事長は、懲戒解雇等処分を受けて退職（解雇を含む。以下この条において同じ。）をした者（当該退職した者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が業務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が業務に対する国民の信頼に及ぼす影響等の事情を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

2 理事長は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該 処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 理事長は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を官報に掲載することをもって通知に代えることができる。この場合においては掲載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものと見做す。

(退職手当の支払の差止め)

第15条 退職をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑に定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続きによるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 退職をした者に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該退職手当の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は理事長がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し退職手当の額を支払うことが業務に対する国民の信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

(2) 理事長が、当該退職をした者について、当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けべき行為（在職期間中の職員の非違にあたる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。

3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しま

だ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職手当の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

4 理事長は、第1項又は第2項の規定による支払差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、前号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認められるときは、この限りでない。

(1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合

5 理事長は、第3項の規定による支払差止処分について、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

6 前2項の規定は、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該退職手当の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

7 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第16条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第14条第1項に規定する事情及び同項に規定する退職をした場合の退職手当の額との権衡を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職した者が当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し「再任用職員に対する懲戒解雇等処分」（規則附則第2項の規定により再任用された職員が受ける懲戒解雇等処分をいう。以下同じ。）を受けたとき。

(3) 理事長が、当該退職をした者（前号に該当する者を除く。）について、当該退職後に当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解

雇等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

- 2 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下、この項において同じ。）に対しまだ当該退職手当の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、第14条第1項に規定する事情を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
- 3 理事長は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 第14条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。
- 5 支払差止処分に係る退職手当に関し第1項又は第2項の規定により当該退職手当の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものと見做す。

（退職をした者の退職手当の返納）

第17条 退職をした者に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、第14条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し「再任用職員に対する懲戒解雇等処分」を受けたとき。

(3) 理事長が、当該退職をした者（前号に該当する者を除く。）について、当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

- 2 前項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。
- 3 理事長は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 第14条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

（遺族の退職手当の返納）

第18条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該退職手当の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第14条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- 2 第14条第2項及び前条第3項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第19条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、当該退職手当の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第17条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、理事長が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、理事長は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第17条第3項又は前条第2項の規定による意見を聴取するための通知を受けた場合において、第17条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第15条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第17条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第17条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る退職手当の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し「再任用職員に対する懲戒解雇等処分」を受けた場合において、第17条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限



り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し「再任用職員に対する懲戒解雇等処分」を受けたことを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第14条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち前各号の規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該退職手当に係る租税の額等の事情を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該退職手当の額を超えることとなつてはならない。

7 第14条第2項並びに第17条第3項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。

(実施に関し必要な事項)

第21条 退職手当の支給手続その他この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。

2 独立行政法人自動車事故対策機構法附則第2条第1項の規定による自動車事故対策センター（以下「旧法人」という。）の解散に伴い、旧法人の職員から引き続き機構の職員となった者の第8条に規定する勤続期間の算定については、旧法人の職員であった期間を機構の勤続期間と見做す。

#### 附 則（平成16年3月24日 機構規程第4号）

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規程の施行日前に改正後の独立行政法人自動車事故対策機構職員退職手当支給規程第8条に規定する別に定める法人等の業務に従事させるための休職期間を有する者であつて、当該休職期間の始期が施行日前である者の勤続期間の計算については、なお従前の例による。

#### 附 則（平成18年3月27日 機構規程（総務）第4号）

(施行期日)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者が新制度切替日以後に退職することによりこの規程による改正後の独立行政法人自動車事故対策機構職員退職手当支給規程（以下「新規程」という。）による退職金の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が新制度切替日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における俸給月額を基礎として、この規程による改正前の独立行政法人自動車事故対策機構職員退職手当支給規程（以下「旧規程」という。）第5条から第9条までの規定により計算した退職金の額（以下「旧規程退職金額」という。）が、新規程第5条から第9条の

2までの規定により計算した退職金の額（以下「新規程退職金額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職金の額とする。

3 前項の「新制度切替日」とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日をいう。

(1) 施行日の前日及び施行日において職員として在職していた者 施行日

(2) 職員として在職した後、施行日以後に引き続いて第9条に掲げる国家公務員等となった者で、国家公務員等として在職した後引き続いて職員となったもの（その者の基礎在職期間のうち当該国家公務員等となった日前の期間に、新制度適用職員としての在職期間が含まれない者に限る。） 当該国家公務員等となった日

(3) 施行日の前日において第9条に掲げる国家公務員等として在職していた者のうち職員から引き続いて国家公務員等となった者で、国家公務員等として在職した後引き続いて職員となったもの 施行日

4 前項第3号に掲げる者が新制度適用職員として退職した場合における当該退職に係る退職金についての第2項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「俸給月額」とあるのは「俸給月額に相当する額として別に定める額」とする。

5 職員が新制度切替日（第3項に規定する新制度切替日をいう。以下同じ。）以後平成21年3月31日までの間に新制度適用職員として退職した場合において、その者についての新規程退職金額が新制度切替日の前日に受けていた俸給月額を退職の日の俸給月額とみなして計算した旧規程退職金額よりも多いときは、これらの規程にかかわらず、新規程退職金額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職金の額とする。

(1) 退職した者でその勤続期間が25年以上のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が10万円を超える場合には、10万円）

イ 新規程第9条の2の規定により計算した退職金の調整額の100分の5に相当する額

ロ 新規程退職金額から旧規程退職金額を控除した額

(2) 新制度切替日以後平成19年3月31日までの間に退職した者で勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が100万円を超える場合には、100万円）

イ 新規程第9条の2の規定により計算した退職金の調整額の100分の70に相当する額

ロ 新規程退職金額から旧規程退職金額を控除した額

(3) 平成19年4月1日以後平成21年3月31日までの間に退職した者で勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が50万円を超える場合には、50万円）

イ 新規程第9条の2の規定により計算した退職金の調整額の100分の30に相当する額

ロ 新規程退職金額から旧規程退職金額を控除した額

- 6 第3項第3号に掲げる者が新制度適用職員として退職した場合における当該退職に係る退職金についての前項の規定の適用については、同項中「受けていた俸給月額」とあるのは「受けていた俸給月額に相当する額として別に定める額」とする。
- 7 新規程第9条の2の規定により退職金の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成8年4月1日前である者に対する同条の規定の適用については、第1項中「その者の基礎在職期間」とあるのは「平成8年4月1日以後のその者の基礎在職期間」と、第2項中「基礎在職期間」とあるのは「平成8年4月1日以後の基礎在職期間」とする。
- 8 この附則に定めるもののほか、この規定の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

附 則（平成21年3月27日 機構規程（総務）第7号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日 機構規程（総務）第5号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月24日 機構規程（総務）第4号）

- 1 この規程は、平成25年6月30日から施行する。
- 2 当分の間、第6条の規定に基づく退職金の基本額は、同条の規定に関わらず、同条の規定により計算した額に100分の87を乗じて得た額とする。
- 3 前項の規定の適用については、同項中「100分の87」とあるのは、平成25年6月30日から同年9月30日までの間においては「100分の98」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の92」とする。

附 則（平成27年3月18日 機構規程（総務）第19号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。